

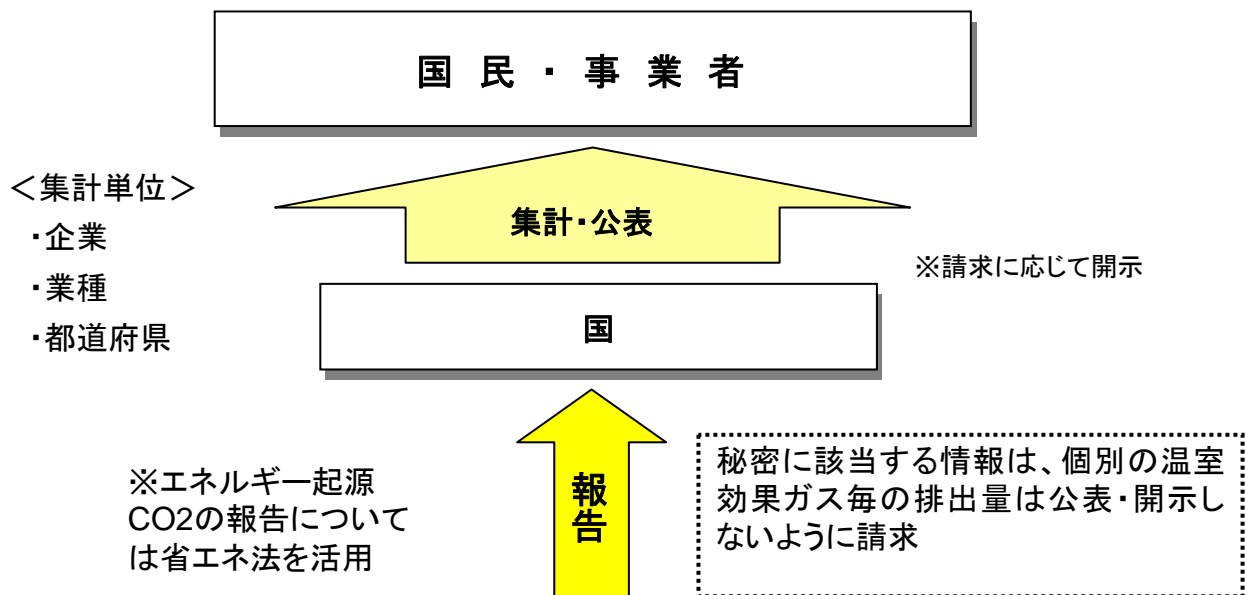
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律について

法改正の概要

- 温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガスの算定・報告・公表制度」を導入。
- 地球温暖化対策推進本部の所掌事務として、「長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整」を追加。

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の枠組み

- 趣旨
- ・排出者自らが排出量を算定することにより、自主的取組のための基盤を確立。
 - ・情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進へのインセンティブ・気運を高める。
 - ・その際、秘密の保護は適切に措置することとする。



算定

- ・一定の裾きり量以上の温室効果ガスを排出する事業者等を対象
- ・産業、業務(公的部門を含む)、運輸部門が対象
- ・事業所単位(運輸部門は事業者単位)6ガスごとに算定

